

よりお知らせ

後期高齢者医療保険料納付のお知らせ

7月から納付書による徴収（普通徴収）が始まります。今回、納付書が送られる方は、4月1日から制度に加入されている方で、保険料が年金から天引きされていない方です。

ただし、会社などの健康保険に被扶養者として加入されていたと認定された方（※）は、軽減措置の対象となり、9月まで保険料が徴収されません。

（※）会社などにて資格喪失の手続きが必要となります。正確な保険料が算定できない恐れがありますので、まだ、手続きがお済みでない方や手続きを行ったかご不明な方は、会社などに確認するとともに、お住まいの市町村窓口にお知らせください。

平成20年度の納期は、次の通りです。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

4月2日以降に制度に加入された方については、8月以降、順次納付書が送付されます。

○国から均等割7割軽減の方等に対して新しい軽減措置が発表されました

実施するためには、7月に予定されている広域連合議会において条例改正が必要となります。対象の方に対しては、8月以降に変更後の保険料で納付書が送付されます。

○現在、会社などの健康保険に加入されている65歳以上75歳未満の方で、3月まで市町村から障がい認定を受けて老人医療を受給されていた方へ

会社などの健康保険に留まることを希望される場合には、市町村窓口で、4月に送付された後期高齢者医療制度の被保険者証を返還するとともに、障がい認定の撤回の申請を行う必要があります。（会社などでは手続きを代行できません。）手続きを行わない場合、保険料が賦課されますので、速やかに市町村の窓口までご連絡願います。

平成20年7月1日から「改正最低賃金法」施行

最低賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、就業形態の多様化等の変化に対応するための「改正最低賃金法」が7月1日から施行。

誰もが安心・納得して、自らの能力を発揮しながら働ける社会をつくりまします。

改正の5つのポイント

- その1** 地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。
- その2** 産業別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰則の適用が変わります。
- その3** 最低賃金の適用除外規定が廃止され、減額特例となります。
- その4** 派遣労働者には、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されます。
- その5** 最低賃金額の表示単位は、時間額のみとなります。

【最低賃金に関するお問い合わせは】

沖縄労働局 賃金室 TEL(098)868-3421 FAX(098)862-6793

又は最寄りの労働基準監督署へ

健康保険課

(後期高齢者医療制度)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を!

■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

後期高齢者医療制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の 自己負担限度額(月額)	標準負担額 (入院時の1食当たりの食事代)	
		90日までの入院 過去12カ月以内に 90日を超える入院	210円 160円
低所得Ⅰ	15,000円	100円	
低所得Ⅱ	24,600円	210円	
一般	44,400円	160円	
現役並み 所得者	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	260円	

■該当する方

- 低所得Ⅰ▶ 世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方
低所得Ⅱ▶ 世帯員全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

■手続き方法

申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、健康保険課老人医療係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

■すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

■申請に必要な物

- 後期高齢者医療被保険者証 ●印鑑(窓口に来る方の印鑑)

■問い合わせ・申請先

健康保険課 老人医療係 TEL998-2210

第58回 社会を明るくする運動

～家族の目、地域の目が摘む非行の芽～

7月中は強化月間です

趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

南部保護区保護司会 (連絡先:南部総合福祉センター内/TEL998-5843 FAX998-6204)

第59回 「社会を明るくする運動」のための標語募集

今年も「犯罪や非行の防止」「犯罪や非行をした人たちの立ち直り」をテーマに標語を募集します。どなたでも応募できますので、たくさんの方々からの応募をお待ちしています。

【応募方法】官製はがき又はメール(はがき1枚及びメール1通につき1標語とする)
官製はがき 表面に「社明標語」と朱書き メール標語に「社明標語」と入力

【応募期間】平成20年7月1日～7月31日

【応募先】〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 法務省大臣官房秘書課広報室
TEL03-3580-4111(代表) メールアドレス:shameihyougo@moj.go.jp

【表彰】最優秀賞(法務大臣賞)、優秀賞(「社会を明るくする運動」中央実施委員会委員賞)
特別賞(更生保護法人日本更生保護協会理事長賞)

※詳しくは法務省ホームページをご覧ください。(www.moj.go.jp/HOGO/)

農業用廃プラスチック及び農薬空容器の回収について

八重瀬町農業用廃プラスチック処理対策協議会及び、JAおきなわ具志頭支店、JAおきなわ東風平支店では、下記の日程により使用済みの農業用廃ビニールの回収及び農薬空容器(全部使い切った容器で水洗い不要)を行いますので、指示された事項を厳守の上各自で持って来て下さい。



東風平地区

回収の日時→ 平成20年8月26日(火)
 【午前の部】 9:00～12:00
 【午後の部】 13:00～16:00

場 所→ 字宜次の農協野菜集荷場

具志頭地区

回収の日時→ 平成20年8月27日(木)
 【午前の部】 9:00～12:00
 【午後の部】 13:00～16:00

場 所→ 字大頓の農協野菜集荷場

※回収可能な廃ビニール(減容及び軽油に変えられる物)

・ハウス用ビニール、マルチ、サンサンネット、肥料袋、防風網

※処理料金 農業用廃プラスチック…………… 1kg当たり農家負担額→ **23円**
 農薬空容器…………… 1kg当たり農家負担額→ **750円**

尚、当日は負担金を徴収しますので、現金の用意をお願い致します。

使わなくなった農業用プラスチックは適正な処理をしましょう!使用済みの農ビや農ポリは「産業廃棄物」であり、農家自らの責任において処理しなければならないことが『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で決まっています!山林や河川等への不法投棄や、野外での焼却も禁止されています。景観が損なわれるだけでなくダイオキシン等有害物質が発生し、人体に悪影響を及ぼします!

八重瀬町農業用廃プラスチック処理対策協議会 TEL 9 9 8 - 4 6 2 4

台風時のごみ収集についての注意とおねがい



今年も台風が襲来する季節になりました。台風時のごみについては警報発令時には回収しませんので注意してください。

暴風警報発令時・・・終日、ゴミ回収はお休みです。

また、台風で中止になった次の「燃やすごみの日」は島尻消防清掃組合管内で通常の数倍のごみが排出され、環境美化センターが一時的にパンク状態になることが予想されます。

については住民の皆様にはできる限り、ごみの性質ごとに日にちをずらして排出するようご協力をお願い申し上げます。



- ①生ごみなど、急を要するごみを出します。
- ②落ち葉等、台風で出た庭のごみなど、急を要しないごみ。

一度に大量に出ないようにご協力お願い申し上げます。

生ごみ減量のため、生ごみ処理機・容器の購入補助もご活用ください。

・電気式処理機 購入額の1/2補助(上限額 3万円)
 ・処理容器 購入額の1/2補助(上限額 5千円) ※購入前に申請する必要があります!

【問い合わせ】 住民環境課 9 9 8 - 8 2 0 3